

健全化判断比率等の状況

問政策課 圖 (57) 4116

地方公共団体は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、健全化判断比率、および公営企業に関する資金不足比率を前年度の決算により算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することになっています。

これらの財政指標は、財政状況をわかりやすく客観的に指標化することで、町民の皆様に理解を深めていただくと共に、健全な財政運営を維持していくうえで、重要な役割を果たすものです。

なお、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には「財政健全化計画」を、財政再生基準以上となった場合には「財政再生計画」を定めなければなりません。

また、公営企業についても、公営企業会計ごとに、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には「経営健全化計画」を定めなければなりません。

野木町の令和2年度決算に基づく、健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおり、すべての指標が基準を下回りました。

しかし、この財政指標が基準以下であれば、財政運営上なんら問題がないということではなく、今後持続可能な財政構造の確立を図るためには、この指標を分析し、町にとって必要な行政サービスを十分に考慮しながら、行政改革に取り組んで行く必要があります。

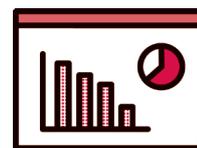
◆健全化判断比率

項目	野木町	早期健全化基準	財政再生基準	県内市町平均	全国市区町村平均
実質赤字比率	—	14.68%	20.0%	—	
連結実質赤字比率	—	19.68%	30.0%	—	
実質公債費比率	7.2%	25.00%	35.0%	5.5%	5.7%
将来負担比率	33.7%	350.00%		18.6%	24.9%

※「—」は、赤字が生じていないため、当該数値については該当なしを表します。

◆資金不足比率

公営企業	野木町	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	



※「—」は、資金不足が生じていないため、当該数値については該当なしを表します。

用語解説

・実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

・連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

・実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する比率(3年平均)です。

・将来負担比率

一般会計等が将来負担するべき実質的負債の標準財政規模に対する比率です。

・資金不足比率

公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の比率です。

・標準財政規模

地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。